

令和8年第2回(6月)定例会

御杖村議会会議録

令和8年 6月 9日開会

令和8年 6月17日閉会

御杖村議会

◎目 次

第1号（6月9日）	—4—
◎議事日程	—5—
◎本日の会議に付した事件	—5—
◎出席議員(7名)	—5—
◎欠席議員(0名)	—5—
◎会議録署名議員	—5—
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	—5—
◎職務のため議場に参加した事務局職員	—5—
◎〔発言記録〕	—6—
◎開会及び開議の宣告	—6—
◎会議録署名人の指名	—6—
◎会期の決定	—6—
◎諸般の報告(議会運営委員会)	—6—
◎諸般の報告(例月出納検査)	—7—
◎行政報告	—7—
◎一般質問	
影山議員「地域の人材確保への取り組みについて」	—8—
森 議員「株式会社みつえ の今後の運営体制について」	—10—
◎承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて (御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について) 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—11—
◎議案第 25号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	—12—
◎議案第 26号 財産の取得について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	—14—
◎議案第 27号 みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	—14—
◎議案第 28号 令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	—15—
◎議案第 29号 令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	—15—
◎議案第 30号 令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	—16—
◎同意第 1号 御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—16—
◎同意第 2号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—
◎同意第 3号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—
◎同意第 4号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—
◎同意第 5号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—
◎同意第 6号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—
◎同意第 7号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕	—17—

◎同意第 8号	御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]	-17-
◎同意第 9号	御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]	-17-
◎同意第10号	御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて [上程、説明、採決]	-17-
◎報告第 1号	御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関する報告について [報告]	-20-
◎報告第 2号	令和7年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について [報告]	-21-
◎散会の宣言	-22-
第2号 (6月17日)	-24-
◎議事日程([審議結果])	-24-
◎本日の会議に付した事件	-24-
◎出席議員(7名)	-24-
◎欠席議員(0名)	-24-
◎会議録署名議員	-24-
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	-24-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	-24-
[発言記録]	-25-
◎開議の宣言	-25-
◎議案第26号	財産の取得について	
◎議案第27号	みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について [一括上程、一括むらづくり委員長報告、一括委員長質疑]	-25-
◎議案第26号	財産の取得について [討論、採決]	-26-
◎議案第27号	みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について [討論、採決]	-26-
◎議案第28号	令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について	
◎議案第29号	令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定に ついて	
◎議案第30号	令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について [一括上程、一括予算決算委員長報告、一括委員長質疑]	-27-
◎議案第28号	令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について [討論、採決]	-28-
◎議案第29号	令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定に ついて [討論、採決]	-28-
◎議案第30号	令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について [討論、採決]	-29-
◎発委第 3号	閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会) [上程、採決]	-29-
◎発委第 4号	閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) [上程、採決]	-29-
◎閉議及び閉会の宣言	-30-
◎議事録署名	-31-

(令和8年6月9日)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（7名）

議 長	寺 前 伊 平 君	副議長	山 岡 隆 良 君
1 番	影 山 英 章 君	2 番	小 田 静 男 君
3 番	森 源 五 君	4 番	福 田 麻 衣 子 君
7 番	盛 岡 英 成 君		

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

6 番 山 岡 隆 良 君 7 番 盛 岡 英 成 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村 長	伊 藤 収 宜 君
副 村 長	中 嶋 英 樹 君
教 育 長	鈴 木 泰 弘 君
総務課長	古 谷 匡 敏 君
むらづくり振興課長	片 岡 保 昌 君
産業建設課長	菊 山 大 介 君
住民生活課長	仲 子 雄 史 君
保健福祉課長	川 上 隆 二 君
会計管理者	松 本 慶 一 君
教育委員会事務局次長	古 谷 依 子 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 中 村 康 幸 君

散会 午前11時10分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長（寺前伊平君）： 皆さん、おはようございます。令和8年第2回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席いただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和8年第2回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺前伊平君）： 日程第1・会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、6番山岡隆良君・7番盛岡英成君を指名致します。

◎会期の決定

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日水曜日までの9日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの9日間と決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第3・諸般の報告を行います。はじめに、5月21日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○委員長（森源五君）： 議長。3番森。

○議長（寺前伊平君）： 森議員。

○委員長（森源五君）： 議長の指名を受けましたので、5月21日に開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。当日は、全委員出席のもと、令和8年第2回、6月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を、6月9日火曜日から17日水曜日までの9日間とし、会期中の日程については、6月9日火曜日午前10時開会、全員協議会を6月10日水曜日午前10時開会、むらづくり委員会を6月15日月曜日午前9時開会、予算決算委員会も同じく15日月曜日午前10時開会、続会議を17日水曜日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を6月2日火曜日の午後5時までとし、質問日は、6月9日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および村長より提出される19議案の取り扱いについて協議を行いました。条例案件の専決処分の承認となる ・御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について と、並びに、 ・御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例の制定については、開会日に即決することと決定しました。
契約案件であります ・財産の取得について ・みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備
工事請負契約の締結については、むらづくり委員会へ、補正予算案件の ・令和8年度一
般会計、国民健康保険特別会計並びに介護保険特別会計の各補正予算については、予算決
算委員会へ、それぞれ付託することと決定しました。人事案件の ・御杖村公平委員会の
委員選任同意 と ・御杖村農業委員会委員の任命同意 については、開会日に即決する
ことと決定しました。報告案件の ・御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に
関する報告 と、令和7年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 については、
開会日に報告と決定しました。最後に、次回令和8年第3回、9月定例会の会期を検討す
るため、「継続調査申出書」を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（寺前伊平君）： 森委員長、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（例月出納検査）

○議長（寺前伊平君）： 次に、監査委員より例月出納検査について、2月から4月分の結
果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎行政報告

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第4、行政報告をお願いします。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 議長。

○議長（寺前伊平君）： 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： おはようございます。6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中、全員のご出席をいただきありがとうございます。開会にあたり、行政報告をさせていただきたいと思っております。

先ず、先週の台風6号への対応及び被害状況についてご報告いたします。

今回の台風6号は、本年5月29日から運用が開始された新たな防災気象情報をもとに、初めて対応した台風となりました。本村には6月2日夜遅くから3日明け方にかけて最も接近し、多いところでは時間雨量20mm、降り始めからの総雨量が300mmを超える降雨を観測いたしました。村では2日午後4時から、防災計画に基づく注意配備体制をとり、防災部署による気象情報の収集や防災有線放送による住民への注意喚起を実施するとともに、土木部署による道路及び河川の巡視を行い、災害発生の未然防止と早期把握に努めました。また、自主避難者の受入に備え、1箇所の避難所を開設いたしました。被害状況につきましては、雨風が強まった3日の早朝に小規模な倒木が発生、一部地域で停電が発生しましたが、倒木の撤去及び停電復旧は当日中に完了しており、心配しておりました人的被害も含め大きな被害には至りませんでした。一方で、村内の農地において法面の崩落や土砂の流入などの被害が数カ所確認されており、現在、被害状況の把握及び復旧に向けた対応を進めております。今後、本格的な梅雨や台風シーズンを迎えることから、引き続き警戒体制の強化を図り、住民の生命と財産を守るため、災害への備えに万全を期してまいります。

次に要望活動についてご報告致します。

5月1日に奈良県を訪問された佐々木国土交通副大臣との意見交換会が奈良県橿原総合庁舎で開催され、桜井市長や宇陀市長、曽爾村長とともに出席させていただきました。その場で佐々木副大臣へ直接要望する機会をいただきましたので、本村として国道

368号の上長瀬工区及び下太郎生工区の早期事業完了、ならびに石名原工区や奥立川工区、仁柿峠バイパスの整備促進について要望いたしました。国道368号は本村の住民生活や産業活動を支える重要な幹線道路であり、今後も引き続き、国等に対し必要な要望活動を継続してまいります。

次に5月17日に開催されました「やまと姫マラソン」について申し上げます。

当日は雲一つない晴天に恵まれ、約370名のランナーにご参加をいただきました。沿道では、多くの村民の皆様が温かい声援を送り、大会を盛り上げていただきました。今後も参加者の皆様からいただいたご意見も参考にしながら魅力ある大会運営に努め、交流人口の拡大や地域活性化につながる、本村ならではの特色あるイベントとして、さらなる発展を目指してまいります。

続いて、基金運用益を財源とした住民生活支援についてご報告いたします。

本村では令和7年度から基金の効率的な運用を図るため、債券による資金運用にも積極的に取り組んでおります。本年度からは、その運用によって得られる利子収入を広く村民へ還元するため、防犯、防災、脱炭素など各分野における新たな生活支援制度を創設いたしました。具体的には、防犯分野では特殊詐欺等防止対策機器や防犯カメラの設置、防災分野では感震ブレーカーの設置や消火器の購入、脱炭素の分野では宅配ボックスの設置や省エネ家電の購入に対する補助などがあります。

制度開始から間もないこともあり、現時点では利用件数はまだ多くありませんが、村民の皆様の安全・安心な暮らしや家計負担の軽減につながる制度ですので是非、積極にご活用いただければと考えております。物価高騰や国際情勢の不安定化など自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いておりますが、今後も住民生活を第一に考え、限られた財源を有効に活用しながら持続可能な行政運営に努めてまいります。

最後になりますが、本定例会には専決処分を含む条例改正2件、契約2件、補正予算3件、人事10件、報告2件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。6月定例会の行政報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）： これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

影山議員「地域の人材確保への取り組みについて」

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第5、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。最初に1番・影山英章君。

○1番（影山英章君）： 議長。1番影山。

○議長（寺前伊平君）： 影山議員。

○1番（影山英章君）： 只今議長の許可を得ましたので、質問致します。

本村の現状は、長年に亘る行政による過疎対策事業の取り組みにもかかわらず、産業構造の変化や都市圏との生活基盤の格差などから若年世代の人口が流出し、過疎化の一途を辿っています。その様な現状を踏まえ「御杖村過疎地域持続的発展計画」が昨年更新され、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画が今年3月の定例議会で示されました。前回の計画から5年が経過して、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえた多岐に亘る持続的発展のための取り組みが計画されています。その中の一つ、「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」の分野では、移住定住イベントや近居・同居推進事業、関係人口創出事業、グローバル人材育成塾運営（ECC）などの継続事業があります。しかしながら、令和3年度から令和7年度までの前計画に挙げられていました「地域活性化起業人の導入」については、今回の計画には挙げられていません。本村では、農林業などの担い手だけで

なく、商工業や地域コミュニティ運営などのあらゆる分野で人材不足が深刻化しています。2021年に総務省が制度を新設して近年では各地で一定の成果が上がっているこの「地域活性化起業人制度」ですが、その導入を現在見送られている理由をお聞かせください。この後は出席にて質問をさせていただきますので、答弁よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）： 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 議長。

○議長（寺前伊平君）： 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： ご質問のありました制度につきましては、平成26年度から「地域おこし起業人制度」として導入された国の制度で、令和3年度から「地域活性化起業人制度」と名称が変わりました。この制度は、都市部に所在する企業と地方自治体が、協定書に基づき、社員を一定期間派遣し、地域独自の魅力向上に向け、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら即戦力人材として地方自治体の業務に従事することで、地域活性化を図る制度です。ご質問にありましたように令和7年度までの「過疎地域持続的発展計画」には、制度の導入を記載しておりましたが、課題解決に向けた企業、人材とのマッチングが叶わず、制度導入には至らなかった経緯もございます。議員おっしゃられますように、様々な課題解決の為の一つの手段として認識しております。今回の計画へは記載しておりませんが、決して制度導入を見送るといった意味ではなく、今後、必要となれば「過疎地域持続的発展計画」の変更も行いながら、検討してまいりたいと考えます。

○議長（寺前伊平君）： 影山議員。

○1番（影山英章君）： 詳細な答弁、ありがとうございました。担い手に関連する制度ということで、現在ですね地域おこし協力隊の募集は引き続き継続してやられていると思いますが、その応募者がなかなか伸びてこないことが直近の課題とされていると思います。移住・定住促進や地域の人材確保には、こういった地域おこし協力隊以外の制度も導入して『門戸』を増やす、言わばきっかけが多いほど担い手確保の可能性が広がっていくかと考えます。先程の『地域活性化起業人制度』は村長のご説明にもありましたとおり、専門知識や経験を有する企業又は企業に属する人材が一定期間地域と蜜に関わりながら、そのノウハウを地域づくりに繋げる制度ということですが、他の地方自治体でも特にDX事業の推進や観光振興事業、また本村でも課題になっています特産品について注力されており、一定の成果を上げておられます。地域行政が一企業と関わることで、企業研修やワークショップなどの場を村の中で行うケースも有りうるかと思います。そこから派遣された人材が、移住定住しモデルケースとなる可能性も有るかと思います。いずれも民間企業のマーケティングや情報発信のノウハウを活かして成果をあげ、移住定住促進にも貢献する可能性があるかと思います。この制度を利用して担い手の確保のための関係人口の創出から定住までの流れをつくる前向きな取り組みを今後していただければと思います。移住定住者が増えると、それなりに問題なり良いことばかりでは無いかと思います。これまでですね過去にも取り組まれた地域おこし協力隊のお試し制度や本村ではこちらはまだ導入されていない『地域プロジェクトマネージャー制度』など、いずれも国からの支援がある制度を最大限に活用して過疎対策、担い手の確保に向けての可能性を広げて頂きたいと思っております。可能性は発展には必要不可欠な要素だと私は考えております。以上のことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：ありがとうございます。地域おこし協力隊につきましても、農林業の募集を継続的に行っております。しかしながら、ここ2年は応募も少なく採用には至っていないのが現状でございます。議員おっしゃられますように、人口減少や高齢化が進む本村におきましては、都市からの人材を招くことは必要であると考えております。これからも各種制度につきましても検証した上で積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎一般質問

森議員「株式会社みつえの今後の運営体制について」

○議長（寺前伊平君）：次に、3番・森源五君の一般質問を許可いたします。

○3番（森源五君）：3番森源五。

○議長（寺前伊平君）：森議員。

○3番（森源五君）：議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

「株式会社みつえ」につきましても、現社長が今年の8月末に退任されるという報告を受けています。従業員をはじめ村民からも、今後の「株式会社みつえ」の運営体制がどうなるのかを、心配する声も多々あります。現在、村では今後の後任者人事や運営体制につきましても検討をされていることと思っておりますが、現時点におかれましての状況や村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この後は、自席にて質問をさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（寺前伊平君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：村が令和元年に設立しました株式会社みつえは、コロナ禍以降、売上を伸ばしてはきておりましたが、昨今の世界情勢の緊迫化による様々な要因により非常に厳しい経営状況となっております。しかしながら、指定管理者である株式会社みつえが運営する「道の駅伊勢本街道御杖」「みつえ温泉姫石の湯」「街道市場みつえ」「みつえ青少年旅行村」「三季館」の各施設は、村民の雇用の場、憩いの場、また村外との交流の場、関係人口の創出の場など、村にとってなくてはならない施設であり、現状の不安な情勢を乗り切り、今後も村として責任を持って運営していきたいと考えております。このような中、現代表取締役が諸事情により8月末で退任されます。ご質問のありました後任人事につきましても、来期以降において各施設の運営方法等についても検討した上で、早急に人選に取りかかる必要があると考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（寺前伊平君）：森源五君。

○3番（森源五君）： ありがとうございます。一番その人事というのは私も思いますが、以前に村長が採用された井上さんというコンサルの方、またその後任が今の社長でございますので、早く選任もされて公平な立場で事業を進めてもらいたいと思います。いろいろな因果関係も出てくると経費も負担もいろいろとかかってくるので、こういうこともいろいろ検討していただき、早く後任の管理者を選定していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（寺前伊平君）： 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： ありがとうございます。一番の喫緊の喫緊の課題であると考えております。単純にコンサルを入れるのではなく各方面の意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（寺前伊平君）： よろしいですか。

○3番（森源五君）： ありがとうございます。

○議長（寺前伊平君）： これで、一般質問を終わります。

◎承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について) [上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第6・承認第4号・専決処分の承認を求めることについて、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について を議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 議長。

○議長（寺前伊平君）： 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等の公布 により、御杖村税条例の一部を早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。詳細については、住民生活課長よりご説明申し上げます。

○住民生活課長（仲子雄史君）： 議長。

○議長（寺前伊平君）： 仲子住民生活課長。

○住民生活課長（仲子雄史君）： 専決処分の承認をお願いいたしますのは「御杖村税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方税法等の一部を改正する法律及び、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和8年3月31日に、それぞれ公布され、4月1日から施行されることに伴い、御杖村税条例の一部改正が必要となることから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認をお願いするものでございます。主な改正点を説明させていただきます。

まず住民税に関する改正についてですが、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、給与所得控除の見直しのほか、ひとり親控除の見直しが行われます。まず給与所得控除の見直しについては、給与所得控除の最低保障額が現行65万円から令和9年度分について69万円に、令和10年度分について74万円に引き上げる見直しであり、ひとり親控除につきましては現行30万円から33万円に引き上げるものでございます。ひとり親控除の見直しは令和10年度分の住民税から適用となります。

続きまして、個人住民税における都道府県または市区町村に対する寄附金税額控除 いわゆるふるさと納税についての見直しとして、特例控除額の控除限度額を193万円（都道府県民税77万2千円、市町村民税115万8千円）に設定されました。この改正については令和10年度の個人住民税から適用することとされました。そのほかにも住宅ローン控除の延長として、適用期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用することとされました。

続きまして、固定資産税についてでございます。住宅に係る固定資産税額の減額措置面積要件の見直しと期間の延長として、新築住宅に係る固定資産税減額措置について、床面積要件が現行50～280㎡であったものから40～240㎡に見直し、その期間を5年間延長することとされました。また新築軽減について、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しも行うこととされました。そのほか、家屋に係る免税点を現行20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を150万円から180万円にそれぞれ引き上げることとされました。この改正については令和9年度の固定資産税から適用することとなります。

次に軽自動車税に関する改正については、令和8年3月31日をもって軽自動車税の環境性能割が廃止されたことに伴い、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更が行われる改正となっております。そのほか、グリーン化特例の延長として、電気自動車等の現行のグリーン化特例の適用期限を令和10年3月31日まで延長することとされました。

以上、地方税法等の改正に伴う村税の主な改正内容となります。

ご審議、よろしくお願いたします。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第6・承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

- 議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第6・承認第4号・専決処分承認を求めることについて、御杖村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認されました。

◎議案第25号

御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第7・議案第25号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題と致します。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○総務課長（古谷匡敏君）： 議長。

○議長（寺前伊平君）： 古谷総務課長。

○総務課長（古谷匡敏君）： 議案第25号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。
本案は国における「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が本年5月27日に施行されたことに伴い、本村条例におきましても国の基準に合わせるため、所要の改正を行うものでございます。今回の政令の一部改正は、近年の社会経済情勢の変化や葬儀等に係る実費の動向を鑑み、消防団員等が公務により不幸にも亡くなられた場合の遺族への支援をより手厚いものとするため、損害補償のうち「葬祭補償の定額部分の額」について引き上げが行われたものでございます。この政令の一部改正に伴い、本村条例第18条に規定しております消防団員等が公務により亡くなられた場合に支給される葬祭補償の定額部分の額を「315,000円」から「330,000円」に引き上げる改正を行うもので、これにより、万が一の事態におけるご遺族の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図るものでございます。改正の内容については以上でございます。
ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（寺前伊平君）： ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と古谷総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第7 議案第25号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第7 議案第25号 御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 財産の取得について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第8 議案第26号 財産の取得について を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、本年度更新する職員用パソコンを取得することについて「地方自治法第96条第1項第8号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条」の規定により、議会の議決を必要とする財産の取得であることから、提案するものでございます。

○議長（寺前伊平君）： ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。
したがって、日程第8 議案第26号 財産の取得については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第27号

みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第9 議案第27号 みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について を議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、「地方自治法第96条第1項第5号」及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条」の規定により、議会の議決を必要とする契約であることから、提案するものでございます。

○議長（寺前伊平君）： ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。したがって、日程第9 議案第27号 みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第28号

令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長（寺前伊平君）： 次に、日程第10 議案第28号 令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定について を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、一般会計予算の歳入歳出それぞれに4,939万7千円を追加し、補正後の総額を27億239万7千円とするものでございます。主な内容は、物価高騰対策指定管理者事業継続補助金及び村道部分改良事業の追加、4月の人事異動に伴う人件費の補正等となっております。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。したがって、日程第10 議案第28号 令和8年度御杖村一般会計補正予算(第1号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第29号

令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長（寺前伊平君）： 次に、日程第11 議案第29号 令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について を議題と致します。

本案について、提案理由 の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,009万8千円を追加し、補正後の総額を1億1,649万8千円とするものでございます。主な内容は、奈良県派遣医師の初任給調整手当等の追加、4月の人事異動に伴う人件費の補正等となっております。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君)： 本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君)： 異議なしと認めます。したがって、日程第11 議案第29号 令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎議案第30号
令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)
の議定について**

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(寺前伊平君)： 次に、日程第12 議案第30号 令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について を議題と致します。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君)： 本案につきましては、歳入歳出それぞれ103万4千円を追加し、補正後の総額を3億4,994万8千円とするものでございます。
補正の内容は、介護保険システム改修費用の追加となっております。
- 議長(寺前伊平君)： ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君)： 本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君)： 異議なしと認めます。したがって、日程第12 議案第30号 令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第1号)の議定について、予算決算委員会に付託することに決定しました。

**◎同意第1号
御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて**
[上程、説明、採決]

- 議長(寺前伊平君)： 次に、日程第13 同意第1号 御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについて を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君)： 公平委員会委員につきましては、前任委員の辞職に伴ない欠員が

生じておりますことから、その後任として、長年にわたり村行政に携わり豊富な行政経験と識見を有する元役場職員の今井 智（いまい さとし）氏を選任いたしたく、地方自治法第9条第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。
なお、任期については、前任者の残任期間となる令和11年3月31日までとなります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては人事案件でございますので、御杖村議会会議規則第59条第4項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。したがって、日程第13 同意第1号については、質疑及び討論を省略します。これより、日程13・同意第1号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

- 議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第13・同意第1号・御杖村公平委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎同意第2号から同意第10号 御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて 〔上程、説明、採決〕

- 議長（寺前伊平君）： 次に、日程第14・同意第2号から日程第22・同意第10号の御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては同一委員会委員任命同意の案件でございますので、一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。本9議案についても、議会運営委員長の報告のとおり即決案件と致します。

日程第14・同意2号から日程第22・同意第10号について、一括して提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君）： それでは、一括して説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございますが、現農業委員会委員の任期が本年7月19日で満了となることから、「農業委員会等に関する法律第8条第1項」の規定により、後任委員9名の任命について議会の同意を求めるものでございます。

委員候補については、各地域より推薦を受けた方々で推薦の受付順に

大字菅野 2121 番地	藤田 辰猪 氏（ふじた たつひ）
大字菅野 2740 番地	青海 和久 氏（せいがい かずひさ）
大字桃俣 2133 番地	種村 満 氏（たねむら みつる）
大字神末 895 番地の2	鈴木 祥弘 氏（すずき よしひろ）
大字神末 469 番地の1	山家 毅 氏（やまか たけし）
大字神末 2444 番地	竹村 重一 氏（たけむら しげかず）
大字神末 3712 番地	森本 義孝 氏（もりもと よしたか）

大字土屋原 1386 番地 中嶋 勉 氏 (なかじま つとむ)
大字土屋原 1699 番地 伊達道 翔平氏 (だてみち しょうへい)

以上 9 名の方々です。

この 9 名の方につきましては、5 月 15 日開催の「御杖村農業委員候補者評価委員会」において、中立的な立場で公正な判断ができる者を 1 名以上選出する、青年就農者を登用する、委員定数の少なくとも 1/4 以上が認定農業者等といった各選考基準により審査を行い、評価委員会から農業委員として「適任」であるとの報告も受けており、本村地域農業の発展、また農地利用の推進に積極的に取り組んでいただける方々と考えております。尚、任期は令和 8 年 7 月 20 日から令和 11 年 7 月 19 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長(寺前伊平君)： ただ今、提案理由の説明をいただきました。本 9 議案につきまして、御杖村議会会議規則第 59 条第 4 項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君)： 異議なしと認めます。したがって、日程第 14・同意第 2 号から日程第 22・同意第 10 号について、質疑及び討論を省略します。これより、各議案ごとに採決を行います。

日程第 14・同意第 2 号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君)： ありがとうございます。全員の起立により、日程第 14・同意第 2 号御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

- 議長(寺前伊平君)： 次に、日程第 15・同意第 3 号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君)： ありがとうございます。全員の起立により、日程第 15・同意第 3 号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

- 議長(寺前伊平君)： 次に、日程第 16・同意第 4 号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君)： ありがとうございます。全員の起立により、日程第 16・同意第 4 号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

- 議長(寺前伊平君)： 次に、日程第 17・同意第 5 号について採決を行います。これに同

意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第17・同意第5号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第18・同意第6号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第18・同意第6号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第19・同意第7号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第19・同意第7号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第20・同意第8号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第20・同意第8号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第21・同意第9号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第21・同意第9号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第22・同意第10号について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第22・同意第10号・御杖村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第1号

御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関する報告について

[報告]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第23 報告第1号 御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関する報告についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり開会日報告と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）： 御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画は新型インフルエンザ等の発生時における住民等への適切な情報提供や蔓延防止に関する措置等、本村における基本的な対応方針を定めたものであり「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条の規定により策定したものです。今回、国の政府インフルエンザ等対策行動計画及び奈良県インフルエンザ等対策行動計画がそれぞれ改定されたことに伴い国、県との整合性を図るため、本村インフルエンザ等対策行動計画を改定したので「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第8条第8項において準用する同条第6項の規定により議会に報告するものでございます。

内容については、保健福祉課長よりご説明申し上げます。

○議長（寺前伊平君）： 川上保健福祉課長。

○保健福祉課長（川上隆二君）： 別冊、御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてですが、本行動計画は、2015年に策定されたものでありますが、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を受け、2024年7月に、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画、2025年6月に、県行動計画が改定されました。つきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項において準用する同条第6項の規定により、村行動計画を改定いたしましたので、改定の内容について報告いたします。県行動計画のうち、村が取り組むべき事項を基本とし、内閣府から示されている「市町村行動計画作成の手引き」を参考に計画の改定を行っています。

村行動計画は、感染症有事に際して迅速かつ的確に対処を行うため、平時から必要な備えを整え、有事の際の対応策をあらかじめ整理しておくことを目的とするものであります。有事の際には、国の基本的対処方針および県の行動計画を踏まえ、村として必要な対応を実施していくこととなります。

今回の改正では、

○新型コロナ対応を通じて得られた経験やその間に行われた関係法令等の整備

○内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備

○国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化を踏まえて、感染症対策の内容を大幅に拡充・具体化しています。村としても、これらの動きを踏まえ、地域における感染症危機への備えをより実効的なものとするための改定をいたしました。また、本計画で対象とする疾患については、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症に加え、その他の幅広い呼吸器感染症も年頭に置くこととしました。その上で、計画の構成を、感染症発生の段階に応じて「準備期」「初動期」「対応期」の3期に分け、特に平時の取組である準備期の内容を充実させています。また、対応項目につ

いても、従来の6項目から11項目に拡充し、新型コロナ対応において課題となった事項については、独立した項目として新たに記載を行い、計画内容の具体性と実効性を高めて充実に図っています。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン・治療薬の普及状況に応じた柔軟な対策の切替えについても明確化しています。なお、本計画は、別冊9ページの目次にございますとおり、第1部として「特措法と村行動計画」、第2部として「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」、10ページの中段以降の第3部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」としています。先に説明させていただきました、対応項目の11項目は、この第3部に、第1章から第11章という形で記載させていただいています。

以上、御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についての報告となります。ご審議よろしくお願いたします。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より内容説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。以上で、日程第23 報告第1号御杖村新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に関する報告について を終わります。

◎報告第2号

令和7年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

[報告]

- 議長（寺前伊平君）： 次に、日程第24 報告第2号 令和7年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり開会日報告と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君）： 本件につきましては、令和7年度から繰り越しさせていただいた7件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書の調整を行いましたので報告するものでございます。内容については、副村長からご説明申し上げます。

- 議長（寺前伊平君）： 中嶋副村長。

- 副村長（中嶋英樹君）： ご説明申し上げます。去る、3月定例会において、一般会計補正予算第8号で可決いただきました繰越明許費7事業につきまして、繰越額が確定しましたので報告いたします。議案書の最後、繰越計算書をご覧ください。まず、各事業の金額は、補正予算にて許可いただいた金額で、その右、翌年度繰越額が確定した金額となります。各事業、確定した金額でご説明いたします。地域振興券交付事業、翌年度繰越額64,869千円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業で、ひとり5万円の地域振興券を3月に配布しており、その使用期限は、令和9年2月末までとなっています。次に、地籍調査39,164千円は、令和8年度の計画分が、令和7年度国の補正予算において確保できたことから、予算を繰り越して現在事業を進めております。次に、住基システム改修事業2,079千円は、令和8年5月26日以降、戸籍に職権記載されたフリガナを住基システムに取り込むための改修です。その下、戸籍附票システム改修事業1,848千円は、フリガナを含む旧氏を戸籍の付票に記載するための改修となります。どちらも事業全体の契約工期は来年の3月末ですが、住基シ

ステムの改修については、秋頃に完了する見込です。続いて、防災・安全交付金事業（舗装補修）3,100千円は、国の補助金を有効活用するために繰り越しを行ったもので、令和8年度の事業に繰越額を合わせて舗装事業を実施いたします。次に、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化計画の策定）27,100千円は、舗装補修と同様に、国の補助金を有効活用するために繰り越しを行い、令和8年度事業に繰越額を合わせて橋梁点検等を実施いたします。最後に、道路メンテナンス事業（橋梁長寿命化補修）42,632千円は、大字土屋原の小口橋、大字神末の上園座橋と梅の木橋に係る補修工事及び施工監理で、工事は3橋とも5月末に竣工しております。

以上、令和7年度、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

- 議長（寺前伊平君）： ただ今、村長より提案理由の説明と中嶋副村長より内容説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。以上で、日程第24 報告第2号 令和7年度御杖村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を終わります。

◎散会の宣言

- 議長（寺前伊平君）： 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は6月17日水曜日・午前10時より開くことに致します。

本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午前11時10分散会）

(令和8年6月17日)

令和8年第2回（6月）御杖村議会定例会（第2号）

令和8年6月17日（水）

開議 午前10時00分

◎議事日程〔審議結果〕

日程第1 議案第26号 【原案可決】

財産の取得について

日程第2 議案第27号 【原案可決】

みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について

日程第3 議案第28号 【原案可決】

令和8年度御杖村一般会計補正予算（第1号）の議定について

日程第4 議案第29号 【原案可決】

令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について

日程第5 議案第30号 【原案可決】

令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について

日程第6 発委第3号 【原案決定】

閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

日程第7 発委第4号 【原案決定】

閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（7名）

議長	寺前伊平君	副議長	山岡隆良君
1番	影山英章君	2番	小田静男君
3番	森源五君	4番	福田麻衣子君
7番	盛岡英成君		

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

6番 山岡隆良君 7番 盛岡英成君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	古谷匡敏君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	菊山大介君
住民生活課長	仲子雄史君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 中村康幸君

閉会 午前10時17分

◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

◎開会及び開議の宣言

○議長（寺前伊平君）： 皆さん、おはようございます。本日の令和8年第2回御杖村議会定例会の続会をご案内いたしましたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

◎議案第26号 財産の取得について

◎議案第27号

みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について
[一括上程、一括むらづくり委員長報告、一括委員長質疑]

○議長（寺前伊平君）： ただちに議題に入ります。日程第1・議案第26号・財産の取得について 日程第2・議案第27号・みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について の2議案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺前伊平君）： 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

日程第1・議案第26号・財産の取得について 日程第2・議案第27号・みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について 御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会委員長より一括して審査の経過及び結果の報告をお願いします。むらづくり委員会委員長、盛岡英成君。

○7番（盛岡英成君）： 議長。7番盛岡。

○議長（寺前伊平君）： 盛岡議員。

○7番（盛岡英成君）： それでは、むらづくり委員会に付託されました2議案につきまして、その審査の経緯と結果について、報告させていただきます。審査の経緯でございますが、去る6月9日の本会議におきまして、

議案第26号 財産の取得について

議案第27号 みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結についての2議案が付託されたことにより、6月15日にむらづくり委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、6月10日の全員協議会において説明をいただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、

議案第26号 財産の取得について

議案第27号 みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結についての2議案ともに、全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、簡単ではございますが、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）： 盛岡委員長、ありがとうございました。これから、盛岡むらづくり委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第26号
財産の取得について

[討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 先ず、日程第1・議案第26号・財産の取得についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する盛岡むらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第1・議案第26号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第1・議案第26号・財産の取得については、盛岡むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第27号
みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結について
[討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第2・議案第27号・みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する盛岡むらづくり委員会委員長の報告は、可決です。日程第2・議案第27号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第2・議案第27号・みつえ青少年旅行村新規サイト敷地整備工事請負契約の締結については、盛岡むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

- ◎議案第28号
令和8年度御杖村一般会計補正予算（第1号）の議定について、
- ◎議案第29号
令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議定について
- ◎議案第30号
令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について

[一括上程、一括予算決算委員長報告、一括委員長質疑]

○議長（寺前伊平君）：

次に、 日程第3・議案第28号

・令和8年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、

日程第4・議案第29号

・令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について

日程第5・議案第30号

・令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について

の3議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います。異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺前伊平君）： 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

日程第3・議案第28号

・令和8年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について、

日程第4・議案第29号

・令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について

日程第5・議案第30号

・令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について

御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会委員長より一括して審査の経過及び結果の報告をお願いします。福田委員長。

○4番（福田麻衣子君）： 議長。4番福田。

○議長（寺前伊平君）： 福田議員。

○4番（福田麻衣子君）： それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、補正予算3議案につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る6月9日の本会議におきまして、

議案第28号 令和8年度御杖村一般会計補正予算第1号の議定について

議案第29号 令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定について

議案第30号 令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について

の3議案が付託されたことにより、6月15日に予算決算委員会を開催いたしました。

当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。

審査の経過でございますが、補正予算3議案ごとに6月10日の全員協議会において

説明をいただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認

後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局よ

り答弁をいただきましたが、内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、
議案第 28 号 令和 8 年度御杖村一般会計補正予算第 1 号の議定について
議案第 29 号 令和 8 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号の議定について
議案第 30 号 令和 8 年度御杖村介護保険特別会計補正予算第 1 号の議定について
いずれの議案も全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。
以上、簡単ではございますが、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（寺前伊平君）： 福田委員長、ご苦勞様でした。これから、福田予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第 28 号
令和 8 年度御杖村一般会計補正予算（第 1 号）の議定について
[討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 先ず、日程第 3・議案第 28 号・令和 8 年度御杖村一般会計補正予算第 1 号の議定について を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する福田予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第 3・議案第 28 号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第 3・議案第 28 号・令和 8 年度御杖村一般会計補正予算第 1 号の議定については、福田予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 29 号
令和 8 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の
議定について
[討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第 4・議案第 29 号・令和 8 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号の議定について を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する福田予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第 4・議案第 29 号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり

決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第4・議案第29号・令和8年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第1号の議定については、福田予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第30号
令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第1号）の議定について

[討論、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第5・議案第30号・令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定について を議題とし、討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（寺前伊平君）： 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決を行います。本案に対する福田予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第5・議案第30号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長（寺前伊平君）： ありがとうございます。全員の起立により、日程第5・議案第30号・令和8年度御杖村介護保険特別会計補正予算第1号の議定についても、福田予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

◎発委第3号 閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

[上程、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第6・発委第3号・閉会中の継続調査申出について を議題とします。議会運営委員会森委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により「本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会森委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（寺前伊平君）： 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会森委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第4号 閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

[上程、採決]

○議長（寺前伊平君）： 次に、日程第7・発委第4号・閉会中の継続調査申出について を議題とします。むらづくり委員会盛岡委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議

規則第75条の規定により「むらづくり施策に関する事項」について、閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りします。むらづくり委員会盛岡委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君)： 異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会盛岡委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長(寺前伊平君)： 以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和8年第2回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前10時17分 閉会)

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長 寺 前 伊 平

御杖村議会議員 山 岡 隆 良

御杖村議会議員 盛 岡 英 成